

横浜市介護サービス運営費助成事業 申請クイックガイド

(Ver.1.0)

令和2年7月9日



はじめに

- 本文書は、「横浜市介護サービス運営費助成事業」（以下「本制度」）について、申請に当たり最低限必要な情報をまとめたクイックガイドです。
- 本制度に関する申請要領及び申請様式は、本市ホームページに掲載しています。
本文書に掲載していない情報や詳細手順を御案内していますので、必ず御確認ください。

【本制度に関するホームページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigoservicejyosei.html>

目次

- どんな制度？
- 対象事業所は？
- 助成金交付額の計算方法は？
- 申請の流れは？
- 申請書類提出先・問合せ先は？

見たい目次をクリックすると
各項目にジャンプします。

どんな制度？

- 本市ではこれまでに集団感染防止の観点から、通所系サービス等事業所（※）に対し、利用者数やサービス内容の縮小、サービスの中止等、様々な取り組みを依頼してきました。
- 本制度は、
「新型コロナウイルス感染症に係る3密対策等を行い、サービス提供を継続している通所系サービス等事業所」を対象に、今後の運営の継続を奨励し、さらに今後も感染症対策を持続することを条件に、助成金を交付するものです。
- ※通所系サービス等とは【詳細は6ページを御覧ください】
通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護
(同時一体的に提供する介護予防サービス、横浜市通所介護相当サービスを含む)

対象事業所は？（1 / 5）

- 以下の4つの要件をすべて満たす事業所が対象です。

要件1：サービス種別

要件2：事業所の所在地及び指定状況

要件3：3密対策等の感染症対策の継続的な実施

要件4：対象期間内の一定以上の減収（既存事業所のみ）

※このほかに対象外となる要件があります。詳しくは「申請要領」を御確認ください。

対象事業所は？（2 / 5）

要件1：サービス種別

- 下表のアからカに示す6種別が対象です。「通所系」「短期入所系」に分類します。
（一体的に提供される介護予防サービス及び横浜市通所介護相当サービスを含む。）
- 申請はサービス種別ごとに行います。
（1事業所で複数種別を提供している場合は、その数に応じて申請が必要です。）

系統	サービス種別名
通所系サービス事業所	ア 通所介護（総合事業含む）
	イ 通所リハビリテーション（予防含む）※
	ウ 認知症対応型通所介護（予防含む）
	エ 地域密着型通所介護（総合事業含む）
短期入所系サービス事業所	オ 短期入所生活介護（予防含む）
	カ 短期入所療養介護（予防含む）
	※みなし指定を含む。

対象事業所は？（3 / 5）

要件 2：事業所の所在地及び指定状況

- 事業所所在地：本市内に所在する事業所が対象です。
- 指定年月日：令和2年6月末時点で対象サービス種別の指定を受けており、かつ今後も事業を継続する事業所が対象です。
なお、指定年月日に応じて＜要件4＞の適用有無が変わります。
詳しくは下表を御覧ください。
(本文書内では以下「既存事業所」「新規事業所」と区別します。)

指定年月日	本文書内での呼称・助成額算定方法
令和2年1月以前	「既存事業所」（要件4の適用あり） 介護報酬請求実績に基づく算出額に応じて交付
令和2年2月から6月の間	「新規事業所」（例外規定：要件4の適用対象外） サービス種別に応じて本市が定めた額を交付

対象事業所は？（4 / 5）

要件3：3密対策等の感染症対策の継続的な実施

- ・「**感染防止対策の取組状況チェックシート**」（申請書様式【別紙】）に示す対策を実施し、**一定の基準を満たすことが条件**です。
- ・当該チェックシートは、「**横浜市電子申請システム**」からインターネット上で**入力**していただきます。（紙面での回答ではありませんので御注意ください。）
- ・申請時には、当該チェックシートの入力完了を示す情報を提出いただきます。（到達番号が表示された画面の写しを添付のうえ、到達番号を申請書に記載）

【参考】感染防止対策に係る横浜市ステッカー・ポスター送付について
（通所系サービス事業所のみ対象）

- ・本事業と併せて、感染防止対策の基準を満たす通所系サービス事業所に、「感染症対策取組事業所」のステッカーと取組内容を記載したA4判ポスターを送付します（8月以降順次送付）。
詳細は以下URLを御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushikaigo/kaigo/checksheet.html>

対象事業所は？（5 / 5）

要件4：対象期間内の一定以上の減収（既存事業所のみ）

- **【重要】** 本要件は「**既存事業所**」（指定年月日が令和2年1月以前）のみに適用されます。
 - 本市保険者分の介護給付実績データに基づき、
 - [A] 令和2年3月・4月審査分の介護サービス費用の平均額 と
 - [B] 令和2年5月・6月審査分の介護サービス費用の平均額 を比較し、
 - [A] - [B] が**10万円以上減額**となった事業所を対象とします。
 - 計算方法については、次ページ以降を御確認ください。
- 「新規事業所」（指定年月日が令和2年2月～6月）は、本要件の適用対象外です。
サービス種別ごとに本市が定めた額（※）が交付されます。
（※既存事業所の介護給付実績データに基づき決定）

助成金交付額の計算方法は？（既存事業所 1 / 5）

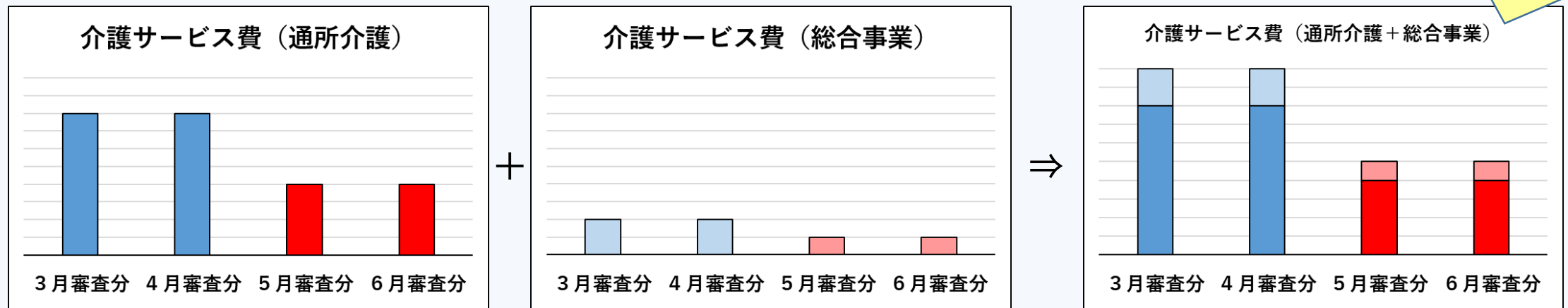
- **既存事業所**（指定年月日が令和2年1月以前）の助成金交付額の計算方法を以下に示します。
- (1) 「介護サービス費」とは
 - 本制度における「介護サービス費」とは、**国保連合会での令和2年3月～6月審査分の介護給付費（審査決定分）のうち、利用者負担額と保険請求額を合計した金額**です。
（サービス費用＋各種加算・減算の10割に相当する額）
 - 「介護サービス費」は本市が保険者である分のみを対象とします。
本市以外の自治体の被保険者へのサービス提供分（他保険者分）は算入できません。
 - 介護保険サービスの公費負担分を含みます。
 - 介護保険外サービスの費用は含みません。
（対象外の例）
 - 限度額超過による全額利用者負担のサービス提供分
 - 宿泊サービス費

助成金交付額の計算方法は？（既存事業所 2 / 5）

- （1）「介護サービス費」とは（続き）
 - 総合事業や介護予防サービス（「総合事業等」という。）を一体的に提供している事業所の場合、サービス種別ごとに介護サービス費と総合事業等のサービス費を合計してください。

<例> 通所介護と総合事業を一体的に提供している事業所

助成額は通所介護 + 総合事業の合計金額で判定します。



- 通所サービスと総合事業の事業所番号が異なる事業所は、通所サービス費に総合事業等のサービス費を合算し、通所サービスの事業所番号にて申請してください。

助成金交付額の計算方法は？（既存事業所 3 / 5）

- （１）「介護サービス費」とは（続き）
- **<留意事項>**
 - 本市が計算に使用する給付実績は、国保連合会から本市へ提供された審査決定後の各金額です。
 - ただし、当該月に過誤調整・再請求を行った場合、本市が把握する「介護サービス費用」と差異が生じる可能性があります。あらかじめご了承ください。
 - 事業所に毎月支払われる報酬支払額は、利用者負担額を含まず金額が異なりますのでご注意ください。
（本制度ではサービス費の10割相当分で計算を行います。）

助成金交付額の計算方法は？（既存事業所 4 / 5）

- (2) 計算方法
- 以下方法により算出した【算定基準額】に応じて交付額を決定します。
(【算定基準額】が10万円以上の場合のみ助成対象)

- 【算出基準額】

$$= [A] - [B]$$

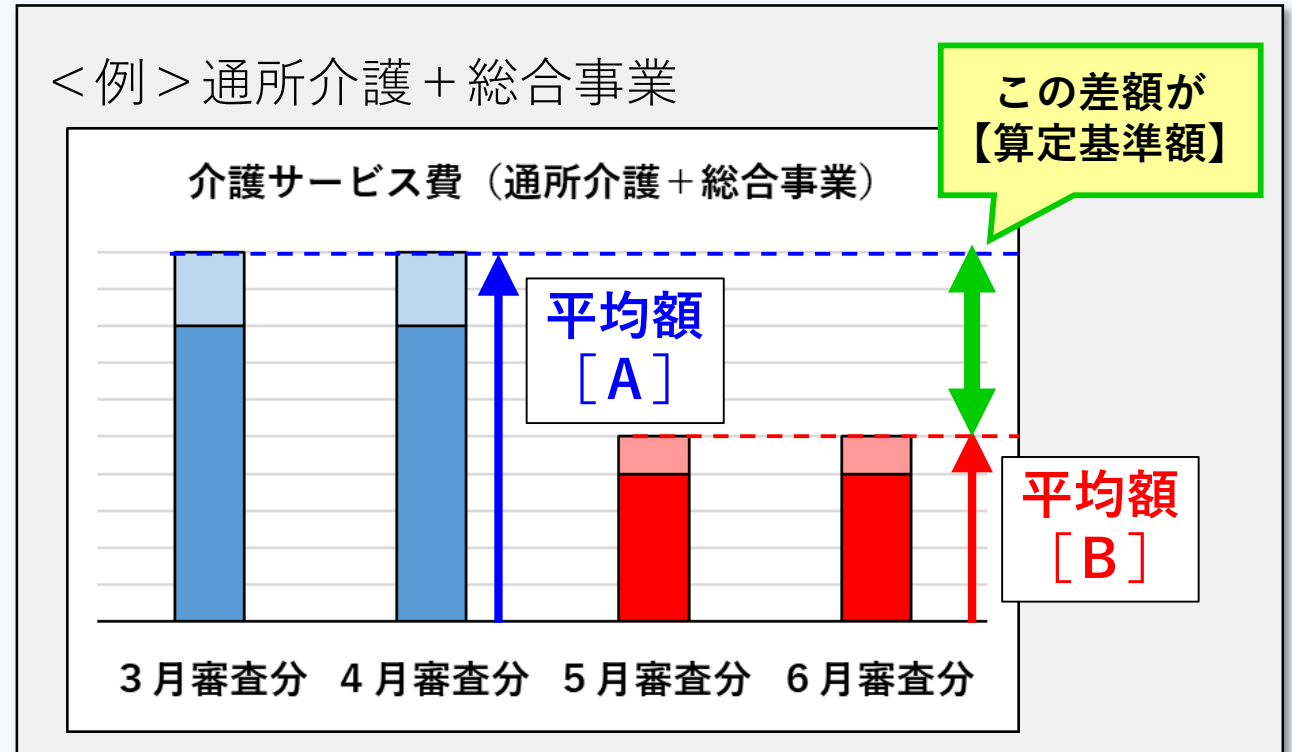
ここで

[A] : 比較月

令和2年3月・4月審査分の
介護サービス費用の平均額

[B] : 計算対象月

令和2年5月・6月審査分の
介護サービス費用の平均額



助成金交付額の計算方法は？（既存事業所 5 / 5）

- （2）計算方法（続き）

【算定基準額】に応じて、下表のとおり助成金交付額が決定します。

【算定基準額】	助成額（1か月当たり）	助成金交付額
10万円以上 20万円未満	5万円	15万円
20万円以上 40万円未満	10万円	30万円
40万円以上 60万円未満	20万円	60万円
60万円以上 80万円未満	30万円	90万円
80万円以上 100万円未満	40万円	120万円
100万円以上 120万円未満	50万円	150万円
120万円以上 140万円未満	60万円	180万円
140万円以上 160万円未満	70万円	210万円
160万円以上 180万円未満	80万円	240万円
180万円以上 200万円未満	90万円	270万円
200万円以上	100万円	300万円

助成金交付額の計算方法は？（新規事業所）

- **新規事業所**は、既存事業所のように介護給付実績に基づく計算ができないため、下表に示すとおりサービス種別ごとに本市が決定した金額（※）を交付します。
（※既存事業所のデータ分析結果に基づき決定）

サービス種別	助成額（1か月当たり）	助成金交付額
通所介護（総合事業含む）	20万円	60万円
通所リハビリテーション（予防含む）	20万円	60万円
認知症対応型通所介護（予防含む）	5万円	15万円
地域密着型通所介護（総合事業含む）	10万円	30万円
短期入所生活介護（予防含む）	10万円	30万円
短期入所療養介護（予防含む）	10万円	30万円

申請の流れは？（1 / 4）

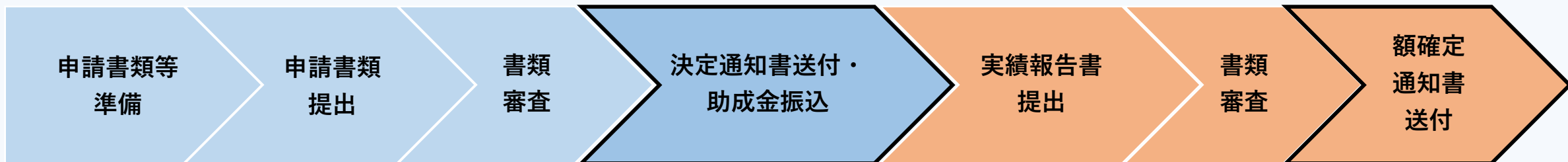
- 「既存事業所」と「新規事業所」で申請手順が異なります。詳細については、必ず「申請要領」を御確認ください。

- 【既存事業所】（指定年月日が令和2年1月以前）



- 【新規事業所】（指定年月日が令和2年2月～6月の間）

- 助成金の受領後、**実績報告書の提出**が必要です（令和2年9月以降）。



申請の流れは？（2 / 4）

【申請に係る留意事項】

1. 申請書類等の準備（交付申請・請求書）

- 以下のホームページに掲載している『助成金（目安）計算ツール』により、対象事業所かどうかを簡易的に判定できます。ぜひ御活用ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigoservicejyosei.html>
- 「既存事業所」と「新規事業所」で提出書類が一部異なります。
- 「感染防止対策の取組状況チェックシート」（申請書様式【別紙】）については、「横浜市電子申請システム」からインターネット上で事前入力が必要です。紙面での回答ではありませんので御注意ください。
- 添付書類は、以下情報の確認用に提出を求めるものです。添付書類と矛盾のないよう、申請書類には正確に記載願います。
 - 指定通知書（写し）：事業所番号、サービス種類、指定年月日
 - 振込先が分かるもの（写し）：金融機関情報、口座名義人情報

申請の流れは？（3 / 4）

【申請に係る留意事項】

2. 申請書類の提出

- 受付期間：令和2年7月9日（木）から8月7日（金）まで（必着）
- 必要書類をすべて揃えたうえで、以下宛先へ郵送願います。
- 提出書類は返却いたしません。各自で申請書類の控えを保管願います。

3. 書類審査

- 申請書類等に不備がある場合、書類の返送・補正・再送付が必要です。振込時期が遅くなってしまうため、提出前に十分御確認ください。
- 法人・事業所情報は、本市へ届出された情報に基づき確認を行います。変更が生じたにも関わらず変更届が未提出の場合、書類審査が完了しません。変更届の提出は、介護保険法上の義務です。必ず御提出ください。

申請の流れは？（4 / 4）

【申請に係る留意事項】

4. 決定通知書送付・助成金振込

- 書類審査の結果に応じて、本市から以下の通知書を送付します。
 - 交付決定の場合 : 交付決定通知書の送付、及び**助成金の振込**
 - 不交付決定の場合 : 不交付決定通知書の送付
- 申請受付当初は申請が集中し、振込までに時間を要することが予想されます。あらかじめ御了承ください。

5. 実績報告書提出＜新規事業所のみ＞

- 新規事業所は、助成金交付後、令和2年6月～8月の事業実施実績に関する「実績報告書」を本市に提出する必要があります。
- 提出期間は令和2年9月1日（火）～9月15日（火）です。忘れず御提出ください。（提出なき場合、助成金の交付決定取消しや返還を請求されることがあります。）

申請書類提出先・問合せ先は？

• 申請書類提出先

〒231-0005

横浜市中区本町6-50-10 横浜市庁舎16階

健康福祉局 介護事業指導課 介護サービス運営費助成担当 宛

• 問合せ先

1. 必ず問合せ前に、以下ホームページに掲載している「よくあるご質問」に回答がないかをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/kaigoservicejyosei.html>

2. 「よくあるご質問」で疑問が解消しない場合に限り、以下に示すアドレス宛にメールにてお問い合わせください。（電話での問合せ対応はご遠慮ください。）

▶ 通所系サービス事業所：

健康福祉局介護事業指導課 kf-kaigojyosei@city.yokohama.jp

▶ 短期入所系サービス事業所：

健康福祉局高齢施設課 kf-shisetsu-torikumi@city.yokohama.jp